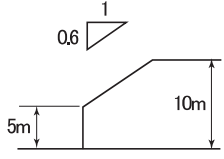
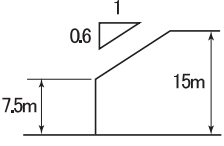
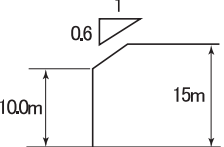
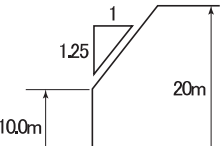


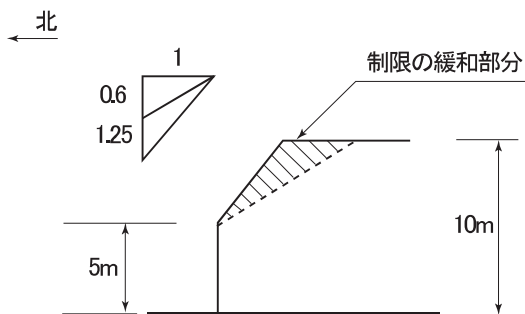
綴喜都市計画高度地区(八幡市決定)の概要

都市計画法第9条第18項の規定により定める高度地区の内容を示す。建築基準法による高さの規定は別途適用される。平成30年10月16日告示

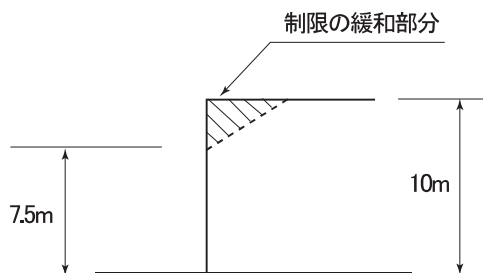
種類	建築物の高さの最高限度	用途地域	備考
第1種高度地区	建築物の高さ[建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に定める高さによる。以下同じ。]は、その最高限度を10mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.60を乗じて得たものに5.0mを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域の一部 第二種低層住居専用地域の一部	
第2種高度地区	建築物の高さは、その最高限度を15mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.60を乗じて得たものに7.5mを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域の一部 第二種中高層住居専用地域	
第3種高度地区	建築物の高さは、その最高限度を15mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.60を乗じて得たものに10.0mを加えたもの以下とする。	第一種住居地域 第二種住居地域の一部 準住居地域の一部	
第4種高度地区	建築物の高さは、その最高限度を20mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10.0mを加えたもの以下とする。	近隣商業地域の一部 商業地域の一部(橋本地区) 準工業地域の一部	
第5種高度地区	建築物の各部分の高さは、その最高限度を20mとする。	商業地域の一部(八幡地区) 工業地域 工業専用地域の一部 (川口・下奈良・岩田地区)	

制限の緩和措置

- 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところと同等の措置。
- 第1種高度地区内及び第2種高度地区内における地上2階以下、軒の高さ6.5メートル以下、最高の高さ10メートル以下の勾配屋根を有する建築物の北側斜線制限はこの規制によらないことが出来る。



第1種高度地区内



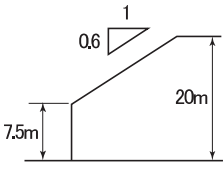
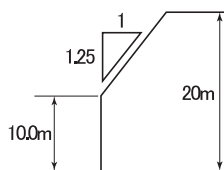
第2種高度地区内

※高度地区における北側斜線の緩和については事前に都市整備課まで相談をお願いします。

京都都市計画高度地区(八幡市決定)の概要

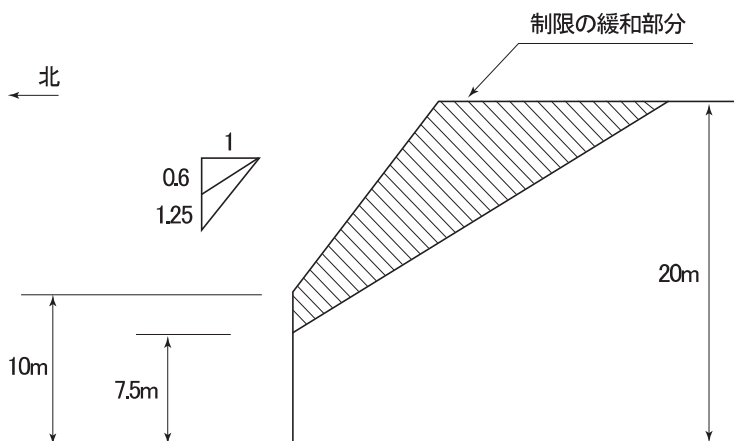
都市計画法第9条第18項の規定により定める高度地区の内容を示す。建築基準法による高さの規定は別途適用される。

平成23年8月8日告示

種類	建築物の高さの最高限度	用途地域	備考
第2種高度地区	建築物の高さは、その最高限度を20mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.60を乗じて得たものに7.5mを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域 (長町の一部)	
第4種高度地区	建築物の高さは、その最高限度を20mとし、かつ建物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10.0mを加えたもの以下とする。	準工業地域 (長町の一部・樋ノ口・川口高原)	

制限の緩和措置

- 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の4第1項第1号及び第2号に定めるところと同等の措置。
- 第2種高度地区内における地上2階以下、軒の高さ6.5メートル以下の勾配屋根を有する建築物の北側斜線制限はこの規制によらないことができる。



第2種高度地区内

※高度地区における北側斜線の緩和については事前に都市整備課まで相談をお願いします。